平成２７年（フ）第１０６号
東京都東村山市本町４丁目７番地本町アパート12―502
債務者　高野千鶴穂
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６号
熊本県人吉市瓦屋町1625番地　立野団地３―４―６
債務者　山口　由里
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時45分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５９９号
静岡市葵区沓谷５丁目14番地の１
債務者　武田　敏彦
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６００号
静岡市葵区沓谷５丁目14番地の１
債務者　武田みどり
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１号
熊本県上天草市松島町今泉32番地１
債務者　住本　新吉
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午後２時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２４７０号
東京都西東京市北町２丁目３―３―103
債務者　森田佳奈子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５号
静岡県島田市道悦５丁目23番６号
債務者　高橋　和代
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１号
沖縄県中頭郡中城村字南上原329番地１
パースハイム203号
債務者　比嘉　盛淳
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１１１号
静岡市葵区平和１丁目８番10―２号
債務者　小林　礼二
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２０７号
さいたま市西区大字佐知川1039番地３
破産者　株式会社アカンサス
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
千葉県富津市湊44番地
破産者　有限会社溝口商店
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２―56―14―1213
破産者　有限会社ジーティーエム
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１５号
釧路市新富士町５丁目２番23号
破産者　有限会社三共食品
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２２０号
群馬県高崎市中尾町1388番地１
破産者　株式会社ＫＴトランスポート
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３８号
群馬県富岡市蚊沼489番地
破産者　株式会社わたるフレッシュ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４３号
群馬県前橋市下大島町1055番地134
破産者　有限会社ファン
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４３８９号
神奈川県横浜市西区伊勢町１丁目45
破産者　平野　　修
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７３１号
東京都豊島区西池袋５丁目４番７号　池袋トーセイビル９階
破産者　株式会社ジャコアンドワールド
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部